

長野県障がい児等療育支援事業実施要綱

平成 9 年 3 月 7 日 8 障第 613 号

平成 31 年 2 月 14 日 30 障第 682 号

令和 7 年 1 月 17 日 6 障第 826 号

第 1 目的

長野県障がい児等療育支援事業（以下、「本事業」という。）は、在宅障がい児（者）及び医療的ケアを要する児童、疾病若しくは発達特性に起因して生活に困難を有する児童等、又はそれらの家族等（以下、「障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、県内全ての障がい保健福祉圏域において身近な地域で専門的療育指導、相談等が受けられる療育支援機能の充実を図るとともに、障害児相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児入所施設及び障害福祉サービス等の各種福祉サービス（以下、「障がい児支援事業所等」という。）の利用調整等を行い、もって障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

第 2 事業の実施方法等

- 1 本事業は、県が障がい児の福祉増進に関する事業を行う社会福祉法人又は特定非営利活動法人等の法人に委託して実施することができるものとする。
- 2 本事業を受託した者（以下、「受託者」という。）は、障がい児の療育に精通した者を「療育コーディネーター」として各障がい保健福祉圏域の障がい者総合支援センター等に専任配置して事業を行うものとする。ただし、本規定は、受託者が委託額の範囲内において専任配置職員の他に療育コーディネーターの業務を補助又は兼務して行う者を配置することを妨げない。
- 3 受託者は、委託費から謝金等を支出し、又は委託者の承諾を得て再委託する方法によって、必要な専門的技能を有する者を使用して事業を行うことができる。
- 4 県は、障がい保健福祉圏域の地理条件、障がい児支援事業所等の状況等に鑑み必要と認めるときは、療育コーディネーターの他に、主として外来の方法により本事業の支援業務を担う者として「障がい児等地域生活支援コーディネーター」を配置することができる。

第 3 事業の内容

療育コーディネーターが下記の事業により専門的な療育支援を実施するとともに、障がい児等からの相談に対応して適切な障がい児支援事業所等又はその他の福祉資源の活用を促進することで、障がい児等のライフステージに応じた地域生活を

支援するものとする。

また、相談及び支援の実施を通じて地域の療育支援機能の充実、向上を図るとともに、地域における障がい理解の促進と、障がい児等に対する理解者、支援者の育成に努めるものとする。

1 在宅支援訪問療育等指導事業

(1) 巡回等相談

巡回等相談は、療育コーディネーターが専門的な資格、技能等を有する人員によって相談・指導班を構成し、相談・指導を希望する障がい児等の家庭に随時若しくは定期的に訪問し、又は相談・指導が必要となる地域、施設、団体を巡回・訪問する方法により、障がい児等に対して各種の専門的な相談・指導を行うものとする。

(2) 健康診査等支援

健康診査等支援は、障がい及び介護の状況等から医療機関における健康診査を受けることが困難な在宅の障がい児等の家庭を訪問し、専門職による健康診査を実施するほか、医療機関、障がい児支援事業所等への同行、発達検査の受診支援等を行うとともに、それに伴う各種の専門的相談に対応するものとする。

2 在宅支援外来療育等支援事業

この事業は、療育コーディネーターが配置された場所において、外来等の方法で寄せられた相談に対応するほか、配置場所の施設内において障がい児等に対して療育支援又は指導・助言を行うものとする。

3 施設支援一般指導事業

この事業は、障がい児支援事業所等、又は児童福祉施設、学校、行政機関等の職員に対し、障がい児等への療育支援に関する相談及び助言又は援助を実施するほか、個々のケースに即した専門的な療育手法、技能を習得するための技術的指導等を行うものとする。

第4 関係機関等との連携

本事業の実施に当たっては、各行政機関及び学校、児童福祉施設、障がい福祉関係団体、障がい児支援事業所等の他、地域の関係機関、施設、団体と円滑に連携し、障がい児等への支援が効果的に行われるように努めること。

また、市町村が行う巡回支援専門員整備事業、障がい児支援事業所等が行う居宅型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業等の本事業に近似する機能を有する事業については、特に緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援の実現に努めること。

第5 その他

- (1) 受託者及び療育コーディネーター又は障がい児等地域生活支援コーディネーターとなった者は、契約の終了後を含めて、本事業を実施したことにより知り得た秘密について他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、その契約が終了し、別の事業者が本事業を実施するときは、県及び当該事業者に必要な引継ぎを行うとともに、不要となる書類、電子データ等について、自己の責任において適正に破棄又は処分しなければならない。
- (3) 県は、事業の受託者について、公募又は競争入札等により選定するものとする。

ただし、本事業が受託者に求める高度専門的な支援能力、事業実施圏域の福祉資源の状況、受託者の実績及び適格性、支援対象者への支援の安定性及び継続性、その他の諸条件を総合的に考慮し、必要不可欠と認めるときは、上記方法により事業者を選定した翌年度の事業実施に当たって、当該事業者との随意契約によることを検討できるものとする。

- (4) 本事業の消費税の取扱いについては、「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について（令和5年10月4日付け こども家庭庁支援局障害児支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡）」により、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当しないことから、課税取引とする。

(附則)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年1月17日から施行する。